

薬生総発 0315 第 3 号  
平成 28 年 3 月 15 日

公益社団法人 日本薬学会会頭 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長



健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関の指定

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関について」（平成 28 年 3 月 15 日薬生総発 0315 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）に掲げる基準に基づき、健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関として貴会を指定いたします。

つきましては、同通知及び健康サポート薬局に係る関係通知等を遵守の上、平成 28 年 4 月 1 日より、第三者確認に係る事業を実施していただきますようお願いいたします。